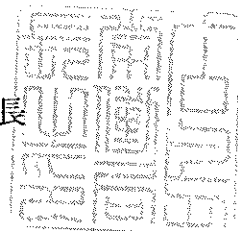


広労基発 0731 第 1 号
平成 29 年 7 月 31 日

(公社)広島県労働基準協会 会長 殿

広島労働局長



熱中症予防対策の徹底について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、今年より 5 月から 9 月までの期間を「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」として、熱中症予防対策の徹底を図ることとして重点的な取組を行っているところであります。

とりわけ、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の 7 月を重点取組期間としているところでありましたが、このような取組の最中であるにもかかわらず、7 月 19 日に建設業において、熱中症による死亡者が発生したところであります。

今後も、平年以上の気温が高い日が続く予報でありますので、熱中症に係る危険が長く続くおそれがありますので、貴団体におかれても、会報、会合等関係事業者が参集する機会などにおいて、傘下の会員事業場に対し業界一体となって、特に下記重点事項に取り組んでいただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 作業環境管理

WBGT 値（暑さ指数）を確認し、必要に応じ追加対策を行う。

2 作業管理

- (1) 8 月は特に WBGT 値（暑さ指数）の上昇が想定され、夏休み直後などは労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。
- (2) 水分及び塩分の積極的な摂取及び熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図る。

3 健康管理

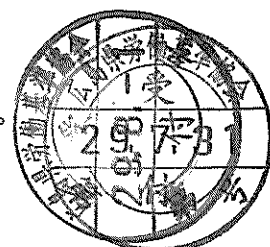
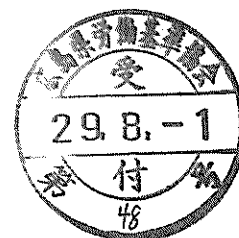
睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

4 労働衛生教育

8 月は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

5 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。



広島労働局管内における熱中症による死亡災害の概要

(平成19年から平成29年)

区分		災害発生状況
発生年月日	平成19年8月	<p>被災者は建屋解体作業の補助作業中、体調不良により休憩していた。数分後に身体が震えた状態で意識消失となったため病院に搬送したが、翌日死亡した。</p> <p><u>雇入れ時の健康診断の実施なし。休憩と水分補給に問題なし。前日は体調不良により早退。気温34℃・湿度65%、現場は日陰がなく直射日光を受けながらの作業。</u></p>
業種	建設業	
性別	男	
年齢	30代	
職種	解体工	
発生時刻	15時45分	<p>被災者は船舶機関室内の掃除と機器養生の補助作業等を実施していた。作業終了後、幻覚とけいれん症状が現れたため病院に搬送したが、6日後に搬送先の病院で死亡した。</p> <p><u>塩分補給の対策なし。雇入れ時に熱中症の教育なし。気温25℃・湿度92%であり、体温調節が十分でなかったことも影響。</u></p>
経験年数	5年未満	
発生年月日	平成20年6月	
業種	造船業	
性別	男	
年齢	40代	<p>被災者は間口8.8m、奥行き18mの平屋建て作業場の屋内でヤスリ掛け作業を行っていたが、口から泡を吹きはじめ等の症状が現れたため病院に搬送したが、翌日死亡したもの。</p> <p><u>窓はすべて開放していたが、無風状態であり通風が不十分。水分摂取・熱中症教育も不十分。気温・湿度は不明。</u></p>
職種	塗装	
発生時刻	18時00分	
経験年数	5年未満	
発生年月日	平成22年8月	
業種	機械器具製造業	<p>被災者は土木工事現場において、車両等の交通誘導業務を行っていたが、体調不良の様子につき日陰で休憩させた。約10分後に様子を見に行ったところ、倒れていたため病院に搬送したが、当日の夜死亡したもの。</p> <p><u>塩分補給等の対策あり。気温34℃・湿度45%程度。災害発生前日は、別の場所で午前3時まで警備業務に従事。睡眠不足による疲労も窺われる。</u></p>
性別	男	
年齢	50代	
職種	車両等の誘導	
発生時刻	13時50分	
経験年数	5年未満	<p>被災者は屋根上で金属製スレートカバーを運搬する作業を行っていたが、当該作業が終了し、地上にて点呼を行ったところ、屋根上で意識を失った被災者が発見されたものの。</p> <p>【詳細は調査中】</p>
発生年月日	平成29年7月	
業種	建設業	
性別	男	
年齢	20代	
職種	配管工	
発生時刻	16時30分～17時40分頃	
経験年数	5年未満	